

最上郡

村山郡

後

淳代
紀

羽兩 管十一								
同 羽兩 十一郡								
	山本 元	檜山						
羽兩 十二郡		山本 ヤマト						
同		同						
		同						
八郡		同 ヤマト						
九郡		同						北秋田

〔出羽國風土略記^{最上郡}〕當郡は大郡にして、もとは奥州の内也、和銅年中、當國に屬す、東の方は山にして、奥州仙臺領に隣、南には村上郡有、西は飽海郡にして、最上河流下る、北は由利矢島領に隣、四方重山連也、山を以て境とす、地理を見るに、當郡仙北數郡の上に有故に、最上とは稱しけるにや、物多あり○中略當郷村等の事未考、高六万八千貳百石、戸澤上總介殿代々領之、郡中の大邑を新庄といふ、又奥州境の方に、西新庄といふ有、新庄よりは東の方也、奥州よりは西也、是を以て考れば、古陸奥に屬したる頃、是に對する庄有之、新庄とは云けるにや、

〔續日本紀^{十二}〕天平九年四月戊午、遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、○中略從賀美郡至出羽國最上郡玉野八十里、雖總是山野形勝險阻、而人馬往還、無大艱難、

〔出羽國風土略記^{村山郡}〕最上郡の南に有、村山の東の方奥州仙臺に隣る、小坂峠不動の手前に大木有、是を奥羽の境とす、西には越後と、當國の田河郡あり、北は新庄領也、四方各山を以境とす、大郡にして四十万石餘有、此内御公料あり、御私領六ヶ所有、上の山領、山形領、松山領、飽海郡肥前島原領、宇都宮領、奥州棚倉領是也、三代實錄四十九卷、仁和二年十一月十一日丙戌勅に、出羽國最上郡爲二といふは、當郡の事也、延喜式二十二卷、仁和二年十二月十一日條下に、分最上郡置村山郡と有、同驛馬の條下を見るに、村山はもと一ヶ村の名にして、驛路と見へたり、山に始て村を建たる